

「子ども・子育て支援新制度において札幌市が条例で定める各基準案」 に対する市民意見の概要と札幌市の考え方について

「子ども・子育て支援新制度において札幌市が条例で定める各基準案」について、平成 26 年 3 月 3 日（月）から 4 月 1 日（火）までの 30 日間、市民のみなさまのご意見を募集し、いただいたご意見を参考に、当初案を一部変更しました。

1. 意見募集実施の概要

(1) 意見募集期間

平成 26 年 3 月 3 日（月）から 4 月 1 日（火）までの 30 日間

(2) 資料の配布・閲覧場所

- ・市政刊行物コーナー（札幌市役所本庁舎 2 階行政情報課）
- ・札幌市子ども未来局（札幌市中央区南 1 条東 1 丁目大通バスセンタービル 1 号館 3 階）
- ・各区役所総務企画課広聴係
- ・各保健センター健康・子ども課子ども家庭福祉係
- ・幼児教育センター（札幌市西区宮の沢 1 条 1 丁目 1-10 ちえりあ内）

(3) 意見募集方法

郵送、持参、ファックス、電子メール、ホームページ

2. 実施結果

(1) 意見提出者数・意見の件数

提出者数	意見数
104 人	298 件

(2) 年齢別内訳

19 歳以下	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 歳以上	不明	計
0	11	34	35	5	8	0	11	104

(3) 提出方法別内訳

持参・郵送	Eメール	FAX	HP	計
13	7	69	15	104

(4) 意見の内訳

分類	件数
基準全般について	24
保育の面積について	2
保育の実施場所について	2
保育に従事する職員の配置について	8
1 学級の園児数について	2
保育に従事する者の資格について	16
食事の提供について	24
従事する者に関する基準	15
員数に関する基準	51
集団規模に関する基準	27
施設・設備に関する基準	23
開設日数・時間に関する基準	3
その他	101

3. 意見に基づく当初案からの変更点

市民のみなさまからいただいたご意見をもとに、当初案から 1 項目修正いたしました。

箇所	修正前	修正後
P5 (1) 幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準案 ○ 食事の提供の方法	● 2号認定及び3号認定の子どもに対する食事の提供は、外部搬入を認めない。	● 2号認定及び3号認定の子どもに対する食事の提供は、外部搬入を認めない。 【既存の認定こども園の特例】 既存の給食設備ではすべての 2号認定の子どもに対し自園調理による食事の提供ができない場合は、当分の間、一定の要件を満たす場合に限り外部搬入を認める。

4. 意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

市民のみなさまからいただいたご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方は別紙「条例で定める各基準案に対する意見の概要とそれに対する札幌市の考え方」のとおりです。

5. お問い合わせ先

札幌市子ども未来局子育て支援部施設運営課

☎ 011-211-2986 / ☎ 011-231-6221

〒060-0051 札幌市中央区南 1 条東 1 丁目大通バスセンタービル 1 号館



■ 条例で定める各基準案に対する意見の概要とそれに対する札幌市の考え方 197件

意見の概要	札幌市の考え方
<p>基準全般について 24件</p> <p>○ 基準の上乗せより受入れ人数を増やすべき</p> <p>○ 札幌市独自の良い基準にして欲しい (類似意見4件) 幼保 家庭 小規模 事業所 放課後</p> <p>○ A型を基本として欲しい (類似意見4件) 小規模</p> <p>○ 子ども・子育て会議での附帯意見を盛り込んで欲しい。 (類似意見6件) 放課後</p> <p>○ 児童クラブと民間児童育成会が共存できる基準にして欲しい。 (類似意見2件) 放課後</p> <p>○ 生活の場であることを位置付けて欲しい。 (類似意見1件) 放課後</p> <p>○ 児童会館の基準を作るべき。 放課後</p>	<p>【幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業】</p> <p>子ども・子育て支援新制度では保育ニーズを満たすだけの保育量を確保するため、今後も保育サービスの拡充は図ることとなります。 また、現行における最低基準を基本として、必要に応じた上乗せを行うことを考えております。</p> <p>【放課後児童健全育成事業】</p> <p>基準として札幌市独自のものではありませんが、設備及び運営については、現行から後退することのないよう常に向上に努め、子どもの笑顔があふれる街を目指してまいります。</p> <p>小規模保育事業については、国の制度設計によりA、B、C型の3類型が示されており、国からは各類型毎に自治体で基準を策定すべき（特定の類型で基準を策定しないことは想定していない）との助言を受けています。 札幌市ではこれを受け、3類型すべてについて基準を策定することを予定しており、その基準内容については、B型及びC型の保育士割合において、国基準に上乗せを考えております（A型の保育士割合は、国基準において全て保育士と位置付けられております）。 札幌市としては、今後小規模保育事業の認可にあたっては、3類型の中では原則としてA型を優先する形とすることを想定しております。</p> <p>札幌市子ども・子育て会議における附帯意見については、基準とは別の重要な視点として、「（仮称）札幌市子ども・子育て支援事業計画」の策定や放課後児童健全育成事業の実施を検討するにあたり、参考とさせていただきたいと考えております。</p> <p>児童クラブと民間児童育成会の共存については、基準とは別の視点ではありますが、利用者の立場から見ると選択肢が増え好ましいことです。今後もそれぞれの特色を生かしながら、放課後の居場所としての役割を果たせるように、「（仮称）札幌市子ども・子育て支援事業計画」の策定や放課後児童健全育成事業の実施について検討してまいりたいと考えております。</p> <p>放課後児童クラブの実施にあたっては、基本的な生活習慣の確立等を図り、児童の健全な育成を図ることも目的にしたいと考えております。</p> <p>児童会館については、国において「児童館ガイドライン」を策定しており、札幌市でも参考としながら活動や運営の向上に努めております。</p>

意見の概要	札幌市の考え方
<p>保育の面積について 2件</p> <p>○ 面積基準について上乗せして欲しい。</p> <p style="text-align: center;"> <input type="button" value="幼保"/> <input type="button" value="家庭"/> <input type="button" value="小規模"/> <input type="button" value="事業所"/> </p> <p>○ ほふく開始の判断が難しいことを理由に3.3㎡とするのは安易</p> <p style="text-align: right;"><input type="button" value="幼保"/></p>	<p>【幼保連携型認定こども園】</p> <p>札幌市では、保育所の乳児室の面積を乳児1人当たり1.65㎡から3.3㎡以上に上乗せしており、現行水準により保育の質は確保されているものと考えております。</p> <p>また、1月31日に開催しました札幌市子ども・子育て会議の認可確認部会において、現場従事者からも札幌市の現行の面積基準で妥当との意見をいただいていることから、札幌市としては、現在運用している最低基準どおりとすることを考えております。</p> <p>【家庭的保育事業、小規模保育事業】</p> <p>現行事業の基準と同様で保育の質が確保されていると考えられることから、国基準どおりとすることを考えております。</p> <p>【事業所内保育事業】</p> <p>乳児室の面積は、札幌市の保育所基準3.3㎡以上/人と上乗せし、満2歳以上の幼児とそれ以外のほふく室及び保育室面積については国基準と同様とすることを考えております。</p> <p>2歳未満の子どもが具体的にいつの時点でほふく（いわゆるハイハイ）を始めるかは、それぞれの子どもの発達状況により異なるものであり、日々保育を行う保育教諭においても判断が困難であることが予想されます。</p> <p>その結果、ほふくを開始した時点でほふくに必要な面積の余裕がないなど理由により、ほふく室での保育が遅れや子どもの安全の確保に支障が生じる可能性があることから、札幌市では2歳未満の子どもは1人あたり3.3㎡とすることが適当であると考えます。</p>
<p>保育の実施場所について 2件</p> <p>○ 保育を行う場所は2階建以下とし、静かな環境にして欲しい。</p> <p style="text-align: center;"> <input type="button" value="幼保"/> <input type="button" value="家庭"/> <input type="button" value="小規模"/> <input type="button" value="事業所"/> </p>	<p>【幼保連携型認定こども園】</p> <p>国基準どおり、地形の特殊性、土地利用の現状など特別な事情がある場合を除き、原則2階建て以下とすることを考えております。</p> <p>【家庭的保育事業】</p> <p>家庭的事業は、家庭的保育者が現に居宅する戸建て住宅で実施しており、家庭的な環境の中で保育を実施しています。</p> <p>【小規模保育事業】</p> <p>小規模保育事業において保育室を2階以上に設置する場合は、建築基準法上で定められた一定要件以上の建物で実施すること、および避難階段が設けられていること等の条件を定めており、安全性等の環境を確保するようにしています。</p>

意見の概要	札幌市の考え方
<p>○ 屋外遊技場は園舎に隣接した場所にして欲しい。</p> <p style="text-align: right;">小規模</p>	<p>【事業所内保育事業】 現行事業の基準と同様で実施できると考えられることから、国基準どおりとしたいと考えております。</p> <p>屋外遊戯場は敷地内に確保することを原則としております。敷地内に確保困難な場合のみ、付近にこれに代わるべき公園等の場所を利用することを可とすることを考えております。</p>
<p>保育に従事する職員の配置について 8件</p> <p>○ 国基準を上回る配置基準にしてほしい。 (類似意見7件)</p> <p style="text-align: right;">幼保 家庭 小規模 事業所</p>	<p>【幼保連携型認定こども園】 国において保育士配置基準はこれまでどおりとされ、公定価格において、3歳児について、15対1の配置を満たす場合の加算措置が設けられました。 保育ニーズを満たす供給量を確保するため、今後の保育所整備をはじめとした保育サービスの拡充には相当数の保育士が必要であり、上乘せ基準とすることにより保育士確保がより一層困難になるおそれがあることから、職員配置は国基準どおりとし、各保育園等には加算措置により15対1の配置を働きかけることとしたいと考えております。</p> <p>【家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業】 現行事業の基準と同様で、保育の質が確保されていると考えられることから、国基準どおりとすることを考えております。</p>
<p>1学級の園児数について 2件</p> <p>○ 1学級の幼児数は25人以下にしてほしい。 (類似意見1件)</p> <p style="text-align: right;">幼保</p>	<p>現行の基準において、教育の質が確保されていると考えられることから、国基準どおりとしたいと考えております。</p>
<p>保育に従事する者の資格について 16件</p> <p>○ 職員は保育士（又は有資格者）にして欲しい (類似意見14件)</p> <p>○ 資格者は国基準と同じで良い</p> <p style="text-align: right;">家庭 小規模 事業所</p>	<p>【家庭的保育事業】 札幌市では、家庭的保育事業においてより高い保育の質を確保するため、現行事業の基準と同様、必要な研修を修了した保育士とする、国基準への上乗せを考えております。この上乘せにより、札幌市では補助者も含めて、従事者の1/2以上が保育士として事業に従事することとなります。</p> <p>【小規模保育事業】 小規模保育事業については、国の制度設計によりA、B、C型の3類型が示されており、国からは各類型毎に自治体で基準を策定すべき（特定の類型で基準を策定しないことは想定していない）との助言を受けています。 札幌市ではこれを受け、3類型すべてについて基準を策定することを予定しており、その基準内容については、B型及びC型の保育士割合において、国基準に上乘せを考えております（A型の保育士割合は、国基準において全て保育士と位置付けられております）。</p>

意見の概要	札幌市の考え方
	<p>【事業所内保育事業】 保育所型事業所内保育事業については、認可保育所と同様に全員保育士の位置付け、小規模型事業所内保育施設については、小規模保育B型と同様の基準とする上乗せを考慮しております。</p>
<p>食事の提供について 24件</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発達に応じた食事対応や食育の観点から外部委託・外部搬入は認めないで欲しい。 (類似意見19件) ○ 自園調理を必須として欲しい。 (類似意見1件) ○ 自園調理を義務付けする上乗せは必要ないのではないか。 <div style="text-align: center; margin-top: 5px;"> 幼保 家庭 小規模 事業所 </div> ○ 既存の認定こども園では、2号認定子どもに該当する子どもを幼稚園で受け入れていることが多い。給食設備は保育所定員程度であり、すべての2号認定こどもに自園調理により食事を提供することは難しいので、特例を設けるべき。 <div style="text-align: center; margin-top: 5px;"> 幼保 </div> 	<p>【幼保連携型認定こども園】 子どもの発育段階や健康状態に応じて適切に行う必要があること、アレルギーやアトピー等への配慮を行う必要があることから、子どもに対する食事の提供は、日常的に子どもやその保護者と接している園の設置者が責任をもって行うべきであると考えており、原則として自園調理を義務付ける上乗せを考慮しております。 しかしながら、既存の幼稚園における調理室の設置は、園舎や敷地の空きスペースや設置費用の問題等から、在園するすべての子どもに対し自園調理で食事を提供することは困難な場合があることが想定され、また、札幌市内の幼稚園を対象に実施した食事の提供に関するアンケート調査では、給食の外部搬入を認めない場合、幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行に影響があるとの回答が約7割となりました。 札幌市としては、保育の量的確保を幼保連携型認定こども園を優先して図っていくこととしていることから、既存幼稚園から移行する場合には、特例的に栄養士又は管理栄養士を配置する場合に限り、1号認定の子どもに対する食事の提供について外部搬入を認めることとし、1号認定の子どもと2号認定の子どもで同じ食事内容となるよう、自園調理を促進していきたいと考えております。</p> <p>また、既存の幼保連携型認定こども園では、本来2号認定子どもに該当する子どもの受入れを幼稚園部分で行っていることも少なくありません。 既存の幼保連携型認定こども園において、2号認定子どもに該当する子どもが多く、既存の給食設備では、すべての2号認定の子どもに対し自園調理による食事の提供ができない場合は、当分間、一定の要件を満たす場合に限り、外部搬入を認めることとして考えています。</p> <p>調理の外部委託については、栄養士又は管理栄養士の設置を義務付けることにより、外部委託の受託者に対する栄養管理、食材管理、衛生管理、調理作業、離乳食の個別対応、食物アレルギー対応等に関する指導管理等も十分に行うことが可能であり、子どもの健康状態やアレルギー等に関して適宜、適切な対応を講じることが出来ます。また、現行の保育所においても認めていることから、幼保連携型認定こども園においても調理業務の外部委託を認めることを考えております。</p> <p>【家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業】 省令において給食の提供方法は従うべき基準として連携施設等からの搬入を除き、給食の提供は自園調理とされています。 また、外部委託に対する考え方は幼保連携型認定こども園と同様です。</p>

意見の概要	札幌市の考え方
<p>従事するものに関する基準 15件</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童厚生員も追加して欲しい。 (類似意見9件) 放課後 ○ 従事する者の質を高めて欲しい。 (類似意見2件) 放課後 ○ 「児童の遊びを指導する者」では不十分である。 (類似意見1件) 放課後 	<p>従事する者に関する基準については、省令に従うべき基準となっているため、新たに資格要件を追加することはできませんが、児童厚生員として一定期間従事した場合などは、該当するケースもあり得ます。</p> <p>従事する者については、常に自己研さんに励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努める必要があるものと考えております。</p> <p>「児童の遊びを指導する者」について、保育士、社会福祉士、教諭免許を有する者などが該当することから、基準として具体的に表記することを考えております。</p>
<p>員数に関する基準 51件</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 従事する者を複数配置して欲しい。 (類似意見22件) 放課後 ○ 全員を有資格者として欲しい。 (類似意見24件) 放課後 ○ 常勤指導員を配置して欲しい。 (類似意見1件) 放課後 ○ 小規模施設における兼務は認めるべきではない。 放課後 	<p>従事する者の員数については、おおむね40人までの1つの集団に対し、従事する者は2人以上とし、集団の数が増えれば従事する者も同様に必要なものと考えております。</p> <p>従事する者については、なるべく高い知識と資質を有することが望ましいとする一方で、子どもの健全育成のために多様な人材が関わることにも意義があると認識しております。また、資格を有しない者に対しても、知識習得のために体系的な研修制度を整備し、質の向上を図っていくこととなります。こうしたことなどからも、基準として従事する者全員に資格を求めることが適当なものとは考えておりません。</p> <p>従事する者の勤務形態については、各事業者の判断によるべきものであり、基準で定めることは考えておりません。</p> <p>札幌市においても、児童が20人未満であって、同一敷地内の他の事業所や施設の職員等が兼務可能な場合は、従事する者が1人ということに支障はないものと考えております。</p>
<p>集団の規模に関する基準 27件</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童数が多い場合は分割すべき。 (類似意見3件) 放課後 ○ 生活の場としての役割が果たせる集団の規模を考えて欲しい。 (類似意見7件) 放課後 ○ 児童数の捉え方について、十分な協議を行って欲しい。 (類似意見13件) 放課後 	<p>児童数が多い放課後児童クラブにおける対応については、施設の新設や分割などによる方法もありますが、児童会館などは施設規模が大きいので、集団の規模を分けて対応することが十分可能であり、既存施設の有効活用の観点からも適当なものと考えております。</p> <p>おおむね40人の集団の規模は、現行の放課後児童クラブガイドラインにも規定されているものであり、適当なものと考えております。</p> <p>児童クラブの登録状況については、ほとんどが40人を超え、一部では100人以上のところもありますが、実際の出席率については、習い事の関係などで60%から70%程度となっております。児童数の捉え方については、集団の規模や職員配置、面積確保にも関わるため、こうした現状も踏まえつつ、いただいたご意見や現在の利用者に対する影響も考慮しながら、検討していく必要があるものと考えております。</p>

意見の概要	札幌市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○ 小規模学童保育を認めて欲しい。 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">放課後</div>	<p>これまでも放課後児童健全育成事業において、児童数の下限はなく、基準としても定めることは考えておりません。なお、民間児童育成会に対する助成要件では、一定の人数規模が必要となっております。</p>
<p>施設・設備に関する基準 23件</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童1人当たり1.65㎡では狭い。 (類似意見2件) ○ 申請が最大のときの面積を確保すべき。 ○ 札幌市が面積を確保すべき。 ○ 安全な場所を確保して欲しい。 (類似意見4件) ○ ミニ児童会館においても基準を順守して欲しい。 (類似意見6件) ○ 専用で十分なスペースを確保すべき。 (類似意見5件) 	<p>児童1人当たりおおむね1.65㎡の専用スペースは、現行の放課後児童クラブガイドラインにも規定されているものであり、適当なものと考えております。</p> <p>児童1人当たりの面積についても、出席率などの現状を勘案しながら確保してまいりたいと考えております。</p> <p>専用スペースの確保については、各事業者が確保するものになります。</p> <p>放課後児童健全育成事業を行う場所として、安全確保は根幹をなすものであり、非常災害や保健衛生への対策などについても基準に定めたいと考えております。</p> <p>ミニ児童会館の中には、余裕教室がなく活動室が1教室分しか確保できていないところもありますが、こうした学校は児童数も多く簡単に活動室を拡張できる状況にはありません。こうした中、当面の対応として、学校の協力をいただきながら特別教室等を活用し、活動スペースの確保に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>専用スペースの考え方としては、児童クラブ員だけが過ごす場所ではなく、事業の実施時間帯を通じて利用できる場所となり、児童会館のクラブ室や遊戯室等、ミニ児童会館の活動室などが該当します。札幌市では、全児童を対象とする「放課後子ども教室」と留守家庭児童を対象とする「放課後児童健全育成事業」を一体的に実施する「放課後子どもプラン」に取り組んでいるため、今後も児童クラブ員と一般来館の子どもがともに同じスペースで活動することになります。また、事業の実施にあたっては、専用スペース以外に体育室やグラウンド、公園なども使用しながら、動的な活動にも積極的に取り組んでいく必要があると考えております。</p>
<p>開設日数・時間に関する基準 3件</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 早朝等の対応も考慮して欲しい。 ○ 開設日数は290日以上とすべき。 ○ 学校休業日の開設時間は11時間以上とすべき。 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">放課後</div>	<p>開設日数や時間については、基準として目安は示しますが、最終的には事業者が保護者の就労状況や地域の実情等を考慮して定めるべきものと考えております。</p>

■ 基準に関するものではないが、寄せられた主な意見の概要

- パブリックコメントが周知されていない。（類似意見7件）
- 高架下等、保育園の立地として適切な場か見極めて欲しい。（類似意見12件）
- 子どもの直接処遇に関わる保育士・指導員の処遇を改善して欲しい。（類似意見21件）
- 放課後児童クラブ従事者には、専門性の高い資格の向上につながる研修制度を充実して欲しい。（類似意見10件）
- 民間の放課後児童クラブが老朽化した場合に改修費など助成して欲しい。（類似意見16件）

他30件